

旧合併特例法関係

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和 40 年法律第 6 号）の概要

平成 16 年 11 月改正	(平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に、 合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併したものについて適用)
改正前	(平成 17 年 3 月 31 日までに行われた市町村の合併について適用)

1 趣旨（第 1 条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 合併協議会（第 3 条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 住民発議制度（第 4 条、第 4 条の 2）

有権者の 50 分の 1 以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求を行った代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合には、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の 6 分の 1 以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 市町村建設計画（第 5 条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状

況を、合併協議会の設置の日から 6 月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 市となるべき要件の特例（第 5 条の 2、第 5 条の 3）

市制施行のための要件を、人口 3 万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

なお、市の全域を含む区域をもって行われる新設合併にあつては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 地域審議会（第 5 条の 4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 議会の議員の定数・在任に関する特例（第 6 条、第 7 条）

(1) 新設合併の場合

① 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の 2 倍まで定数増（最初の任期）

② 在任特例を活用する場合

合併前の議員の任期を 2 年まで延長可能

(2) 編入合併の場合

① 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増： $(\text{編入先の旧定数}) \times (\text{被編入の旧人口}) / (\text{編入先の旧人口})$

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

② 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

8 市町村の議会の議員の退職年金に関する特例（第 7 条の 2）

関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の受給資格（在職 12 年以上）を満たすこととなる者は、年金受給資格を付与する。

9 農業委員会の委員の任期等に関する特例（第 8 条）

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。

10 職員の身分の取扱い（第9条）

一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。

11 一部事務組合等に関する特例（第9条の2）

一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。

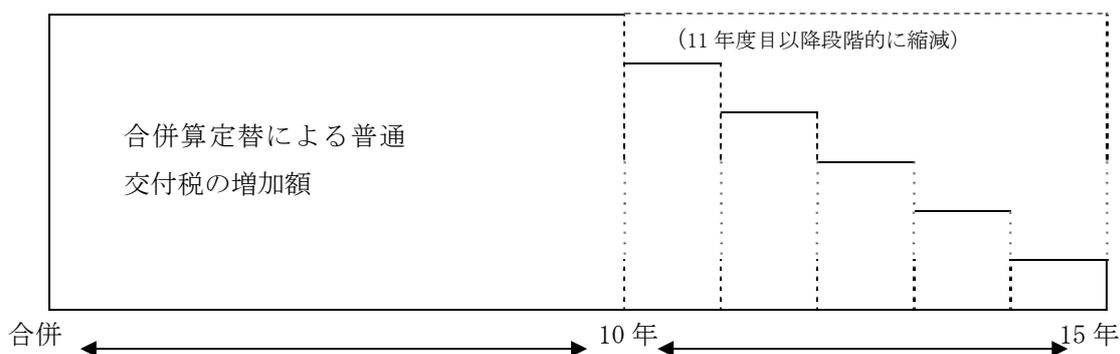
12 地方税に関する特例（第10条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間を行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。

13 地方交付税の額の算定の特例（第11条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。



14 地方債の特例等（第11条の2）

(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、普通交付税措置を行う。

- ① 合併市町村の一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
- ② 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て

(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。

15 災害復旧事業費の国庫負担等の特例（第 13 条）

災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。

16 流域下水道に関する特例（第 14 条）

流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して 10 年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。

17 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例（第 15 条）

一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた都市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

18 国、都道府県等の協力等（第 16 条）

(1) 国の役割

- ① 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- ② 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- ① 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- ② 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- ③ 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

19 合併協議会設置の勧告（第 16 条の 2）

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表する。

20 特別区に関する特例（第 17 条）

この法律中、市に関する規定（第 10 条第 2 項、第 11 条及び第 11 条の 2 第 2 項を除く。）は特別区にも適用される。

21 罰則（第 18 条、第 19 条）

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、

署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

【参考】過疎地域自立促進特別措置法（過疎法：平成12年法律第15号）上の合併特例

（平成12年4月1日から平成22年3月31日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第33条）

過疎地域の市町村を含む合併があった場合、過疎法第33条第1項で定める要件に該当する場合は、過疎市町村とみなす。また、合併市町村が過疎市町村に該当しない場合であっても、第33条第2項により旧過疎地域のみを過疎地域とみなし、法の措置をすべて適用する。

「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」の概要

平成16年11月10日施行

1 合併特例区

合併後の一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である「合併特例区」（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

- ① 合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。
- ② その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例示】

地域の公の施設の管理（集会所、コミュニティセンター等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理（里山、ブナ林等）

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

- ① 構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。
- ② 権限

- ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。
- イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
- ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、1 又は 2 以上の合併関係市町村単位で「地域自治区」（法人格は有しない。）を設ける場合には、

- (1) 合併関係市町村の協議で設置を決定。
- (2) 特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。
- (3) 住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

3 経過措置

平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

4 一部事務組合等の特例の拡充

市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の簡素化等の特例措置を講じる。

「地方自治法の一部を改正する法律」の概要

平成 16 年 11 月 10 日施行

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」（法人格は有しない。）を市町村の判断により設置することができることとする。

- 地域協議会・・・地域の意見をとりまとめ行政に反映
- 区の事務所・・・市町村の事務を分掌

2 都道府県の自主的合併手続等の整備

(1) 都道府県合併

（現 行）特別の法律の制定が必要

↓

（改正後）都道府県の合併について、都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定する手続きを追加する。

(2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併

(現 行) 特別の法律の制定が必要

↓

(改正後) 編入合併と同様、関係市町村及び都道府県の議会の議決を経た申請に基づき、総務大臣が決定する手続きを整備する。

「市町村の合併の推進についての指針」の概要

平成 11 年 8 月 6 日

自治省行政局

1 指針の位置付け

自治事務次官から都道府県知事に対し、『市町村の合併の推進についての要綱』の作成を具体的に要請。

(参考) 地方分権推進計画 (平成 10 年 5 月 29 日閣議決定) より抜粋

第 6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

2 市町村の合併等の推進

(1) 市町村の合併の推進

ア 自主的な市町村の合併を推進するため、次のような行財政措置を講じることとし、このため、必要な法改正を行う。

(ア) 市町村が合併を検討する際の参考や目安となる合併のパターン等を内容とする市町村の合併の推進についての要綱を都道府県が作成し、周知するよう要請する。

(イ) 都道府県が合併のパターンを作成する際の参考となる事項を明らかにした市町村の合併の推進についての指針を作成し、地方公共団体等に通知する。

2 指針のポイント

(1) 都道府県の「市町村の合併の推進についての要綱」の作成

都道府県は、「市町村の合併の推進についての要綱」を平成 12 年中のできるだけ早い時期に作成する。

(2) 要綱の構成

ア 市町村の地域の現況と今後の展望

イ 市町村の行財政の現状と今後の見通し

ウ 市町村合併の効果や合併に際して懸念される事項への対処

エ 市町村の合併のパターン

オ 市町村合併に関する都道府県及び市町村の取組

(3) 市町村の合併のパターンの内容

- ① 合併対象地域についての具体的な検討が容易となるよう、合併することが適当と考えられるような市町村の組合せを分かりやすく、地図上に示す。
- ② 都道府県内のすべての市町村を視野に入れて、将来の市町村の区域を検討するとともに、今後の地域全体の発展を展望し、作成する。
- ③ 地図上に示す場合、一通りの組合せを示すことが分かりやすいが、市町村の結びつきに関する要素等を勘案し、複数の組合せを示すことも考えられる。
- ④ パターンについては、合併の気運や熟度に応じ、適宜、適切な改訂を行うものとする。

(4) 市町村合併の類型

「合併後の人口規模等に着目した市町村合併の類型」を参考にして市町村の合併のパターンを作成する。

(5) 国による合併推進のための支援策

- ① 市町村合併の支援に関する関係省庁間の連携強化等
市町村合併の推進のための財政上の措置その他の措置について関係省庁間の連携強化等を図る。
- ② 地方財政措置
 - ・ 普通交付税の算定の特例（合併算定替）の期間の延長（改正合併特例法）
 - ・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する合併特例債（改正合併特例法）
 - ・ 合併市町村の振興のための基金造成に対する合併特例債（改正合併特例法）
 - ・ 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置
 - ・ 合併関係市町村間の公債費負担格差是正のための特別交付税措置
 - ・ 都道府県の行う合併支援経費に対する特別交付税措置
 - ・ 市町村における合併協議会設置経費等合併準備経費に対する特別交付税措置
 - ・ 都道府県の行う合併のための調査・研究、気運醸成等に要する経費に対する普通交付税措置
- ③ 市町村合併に関する情報提供
市町村合併の意義や必要性、メリット並びに改正合併特例法の内容、国会における市町村合併の論議等について積極的に情報提供。

『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）の概要

平成13年3月19日

総務省自治行政局

「市町村の合併のパターン」などを内容とした「市町村の合併の推進についての要綱」策定後の都道府県及び市町村における市町村合併に向けた取組について具体的に要請したものの。

第1 市町村合併の推進に当たっての基本的考え方

市町村合併には、市町村や地域住民が自主的、主体的に取り組むことが基本であるが、以下の理由により、市町村合併の推進は、もはや避けることのできない緊急の課題になっている。

- (1) 地方分権の推進
- (2) 多様化・高度化する広域的行政課題への対応
 - ① 少子高齢化への対応、
 - ② 環境問題への対応、
 - ③ 情報化の進展への対応
- (3) 国・地方の財政状況への対応

第2 都道府県による市町村合併の支援策

1 市町村合併支援本部の設置

平成13年中のできるだけ早い時期に、知事を長とする市町村合併のための全庁的な支援体制（支援本部）を設置し、毎年度の具体的な取組内容をあらかじめ公表する。

2 市町村合併の支援のための具体的な取組内容

- (1) 合併の気運の醸成等
- (2) 合併重点支援地域

① 合併重点支援地域の指定

平成13年中のできるだけ早い時期に、以下に例示するような地域の中から、少なくとも数箇所を、あらかじめ関係市町村の意見を聴き、合併重点支援地域として指定する。

ア 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域

イ 合併協議会又は市町村合併特例法に基づかない任意の協議会等が設置されている地域

ウ 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域

エ その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域

- ② 合併重点支援地域における支援策の強化
- ③ 合併協議会の設置についての勧告

合併重点支援地域に指定後、1年以内に合併協議会が設置されない場合において、必要に応じて、知事は、合併協議会の設置についての勧告を行うことを検討する。

(3) 合併後の支援策

- ① 合併市町村からの要請に基づく合併市町村に対する人的支援
- ② 市町村建設計画に掲げられた都道府県事業の重点的实施
- ③ 合併市町村の行う事業に対する交付金等の交付

- ④ 従来市町村単位で実施されてきた各種施策の旧市町村の実情を考慮した施策実施

第3 市町村の自主的・主体的な取組

自らの市町村における合併の必要性について積極的な検討を行うとともに、その結果を踏まえて、合併協議会の設置などに取り組むことが重要である。

- 1 市町村における合併の必要性についての検討
- 2 合併協議会の設置と運営
- 3 合併後の地域対策の促進
 - ① 合併後の市町村における支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
 - ② 「わがまちづくり支援事業」の活用
 - ③ 合併に伴う市町村議会議員の選挙区の特例に関する規定の活用

第4 国による市町村合併の推進のための財政支援措置

- 1 予算措置
- 2 税制上の措置
- 3 地方財政措置

「市町村合併支援プラン」の概要

平成13年8月

市町村合併支援本部

(策定の方針)

1 趣旨

- ・市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部の支援策等を策定。
- ・これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現。

2 対象地域

- (1) 都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村
- (2) 平成17年3月までに合併した市町村

(支援プラン)

1 市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

- ① 行政支援策
 - 町村合併の市制要件の緩和（H16. 3. 31まで人口3万人）
 - 合併協議会に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入

- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化検討 等
- ② 財政措置等による支援
 - 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置
 - 税制上の特例措置（不均一課税期間の延長・3年→5年）
 - 市町村合併推進体制整備費補助金の充実
 - 都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置（地方債・地方交付税）
 - 公営企業に係る財政措置（合併特例債の活用） 等

(2) 新たな関係省庁の連携による支援策

- ① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
 - ア 道路の整備（市町村合併を支援する道路整備など）
 - イ 交通の利便性確保のための条件整備（地方バス補助事業など）
 - ウ 市街地の整備（中心市街地活性化による市街地の整備）
 - エ 住環境の整備（合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進など）
 - オ 公園・緑地の整備（合併記念公園の整備）
- ② 豊かな生活環境の創造
 - ア 廃棄物処理対策の推進（廃棄物処理施設整備事業など）
 - イ 上水道の整備（水道検査施設等整備事業など）
 - ウ 下水道等の整備（下水道と他の污水处理施設との共同利用の促進など）
 - エ 消防・防災・国土保全の推進（消防防災施設等整備など）
 - オ 情報通信の整備（地域イントラネット基盤施設整備事業など）
- ③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
 - ア 介護保険への対応（介護保険広域化支援）
 - イ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（国民健康保険の広域化支援）
 - ウ 高齢者の社会参加の促進（シルバー人材センター支援）
- ④ 次世代を担う教育の充実（教職員定数に関する激変緩和措置など）
- ⑤ 新世紀に適応した産業の振興
 - ア 農林水産業の振興（中山間地域総合整備事業など）
 - イ 商工業の振興（中心市街地活性化による商業の振興など）
- ⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり（農村振興総合整備事業など）

2 市町村合併支援アドバイザー制度

合併直後の市町村には、プランニングや組織づくりを行う人材やノウハウが不足しがちであるため、合併重点支援地域を対象に、関係省庁の制度を活用した市町村合併支援アドバイザー制度を創設。

3 市町村合併の広報・啓発

下記の方法により、各省庁の連携・協力による広報・啓発に一層積極的に取り組む。

- (1) 全国 47 都道府県リレーシンポジウム
- (2) 市町村合併支援強化シンポジウム
- (3) 市町村合併の広報・啓発（政府広報・各省庁による広報・啓発の実施）

4 市町村合併支援窓口

各省庁が連携・協力して、本省の窓口、インターネットを活用した窓口、地方支分部局における窓口等を設置。

（都道府県の取り組み）

都道府県は、

- ・平成 13 年中のできるだけ早い時期に知事を長とする全庁的支援体制を設置し、少なくとも数箇所の合併重点支援地域を指定すること。
- ・支援プランの内容に十分留意しつつ、管内市町村の取り組みについて、全庁的に計画的かつ積極的な支援策を講ずること。

「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針）」の概要

平成 14 年 3 月 29 日

総務省自治行政局

1 指針の位置付け

急速な進展を見せている市町村合併の動きに応じ、全国各地の合併の議論が迅速かつ着実に行われるよう、都道府県及び市町村に対し、合併推進のための一層の取組を要請したものの。

市町村合併特例法の期限は平成 17 年 3 月 31 日であと 3 年となり、できるだけ早期に法定の合併協議会を設置することが望まれる。この意味で、平成 14 年度は正念場であり、大事な一年と位置付けられる。

2 指針のポイント

(1) 都道府県による市町村合併支援策

- 合併重点支援地域の指定の一層の拡大
 - ・指定のない都道府県は少なくとも数箇所の指定を早急を実施
 - ・既に数箇所指定している都道府県も含め、指定を一層拡大
 - ・都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成 14 年度中の早い時期に指定
 - ・指定地域においては、速やかに平成 14 年度末までに法定の合併協議会の設置を期待

- 都道府県支援本部支援プランの策定及び拡充
 - ・平成 14 年度前半までに、合併重点支援地域を対象とし、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランを策定又は拡充し、公表
- (2) 市町村の自主的・主体的な取組
 - 市町村の取組状況の公表
 - ・市町村における合併の必要性について積極的な検討を行い、その内容を住民にわかりやすく公表
 - 合併前の事業実施
 - ・合併重点支援地域の指定を受けた市町村における合併前の公共施設の整備事業について合併特例事業の活用を期待
- (3) 国による市町村合併の推進のための支援措置
 - 市町村合併支援プラン及び合併特例事業
 - ・総務大臣を本部長、副大臣を本部員とする「市町村合併支援本部」を設置、「市町村合併支援プラン」を決定し、これに基づき予算措置
 - ・市町村事業の合併前事業及び都道府県事業について、合併重点支援地域を対象として支援する合併特例事業を創設
 - 広報啓発・情報提供事業
 - ・全国 47 都道府県の合併の気運を醸成すべき地域等において全国リレーシンポジウムを実施
 - ・平成 14 年 6 月を「市町村合併広報強化月間」とし、「市町村合併支援強化シンポジウム」の開催等、集中的な取組を実施

「市町村合併の更なる推進のための今後の取組（指針）」の概要

平成 15 年 6 月 11 日

総務省自治行政局

1 指針の位置付け

- 市町村合併特例法の期限である平成 17 年 3 月 31 日までに 2 年を切ったこの時点において、急速な進展を見せている市町村合併の動きに応じ、全国各地の市町村合併の取組が迅速かつ着実に行われるよう、都道府県及び市町村に対し、取組の一層の強化を要請。
- 11 年指針（平成 11 年 8 月 6 日）、13 年指針（平成 13 年 3 月 19 日）及び 14 年指針（平成 14 年 3 月 29 日）に続き 4 回目の指針となる。

2 指針のポイント

- (1) 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

○ 平成 11 年指針に基づき都道府県が策定した「市町村の合併のパターン」について、各都道府県における市町村合併の推進状況等を踏まえフォローアップを実施し、次の事項について 8 月末までに提出。

- ① 策定後の市町村合併の実績、法定協議会等の設置状況等
- ② 今後の法定協議会の設置予定等
- ③ 法定協議会設置の見込みがたっていない地域についての都道府県としての見通し
- ④ 平成 17 年 3 月 31 日時点における都道府県内の市町村の状況についての見通し(分かりやすく地図上に示す)

(2) 都道府県における市町村合併の支援策等

- 枠組み未定地域に対する都道府県による積極的な支援
 - ・ 枠組み未定地域に対して、市町村合併特例法第 16 条第 4 項に基づく必要な助言等及び市町村合併特例法第 16 条第 5 項に基づく必要な調整を実施。
 - ・ 地方自治法第 252 条の 2 第 4 項及び市町村合併特例法第 16 条の 2 第 1 項に基づき合併協議会の設置の勧告を行うことを積極的に検討。
- 合併重点支援地域の指定の拡大
 - ・ 合併重点支援地域の指定の一層の拡大を行い、都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成 15 年度の可能な限り早期の指定を検討。
- 都道府県による市町村合併に対する支援策の充実
 - ・ 都道府県支援本部支援プランの改定等による市町村合併への支援措置の充実。
 - ・ 地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づく条例による事務処理の特例制度の活用により都道府県知事の権限をパッケージ化して合併市町村へ移譲することについて積極的に取組。
- 法定協議会における協議、廃置分合手続等における具体的な都道府県の役割
 - ・ 合併協議を進展させる上での都道府県の役割（法定協議会への人的支援、具体的協議に対する助言等、市町村等からの相談に応じやすい体制の整備）
 - ・ 廃置分合手続の迅速化
- 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

(3) 市町村の自主的・主体的な取組

- 市町村の取組状況の公表
- 合併協議会の設置と運営

(4) 国による市町村合併の推進のための支援措置

- 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充による個別地域に対する重点的な取組
 - ・ 総務省・市町村合併推進本部を総務副大臣を本部長に改組・拡充し、本部内に「市

町村合併相談センター」を新設し、個別具体の相談・情報提供を実施。

- 市町村合併支援プランに基づく事業の実施
- 市町村合併に関する積極的な広報の展開
- 市町村合併を推進するための法的対応
 - ・ 現行の市町村合併特例法の経過措置
 - ・ 市町村合併推進のための新たな法律の制定

国の支援策

地方財政措置

		合併を検討する市町村に対する支援	合併後の市町村への支援
補助金・交付金		○合併準備補助金 (H12)	○合併市町村補助金 (H12)
地方 交付税	普通 交付税		●普通交付税の算定の特例 (合併算定替) (H11 拡充) ○合併直後の臨時的経費に対する財政措置 (合併補正) (H11)
	特別 交付税	○合併準備経費に対する財政措置 (H10)	○市町村合併に対する特別交付税措置 (H12) ○合併移行経費に対する財政措置 (H12)
地方債 (合併特例債)			●合併市町村まちづくりのための建設事業 に対する財政措置 (H11) ●合併市町村振興のための基金造成に対す る財政措置 (H11)

※●印は合併特例法に規定のある措置、()は創設年度

1 合併を検討する市町村に対する主な支援

(1) 合併準備補助金 (補助金)

平成 11 年度以降に設置された法定合併協議会の構成市町村を対象とし、市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費について、1 関係市町村につき 500 万円を上限とする定額補助を 1 回に限り行う。

(2) 合併準備経費に対する財政措置 (特別交付税)

合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置を講じる。

■措置内容

法定又は任意の合併協議会が設置された年度後四箇年度に限り、経費の5割を措置。

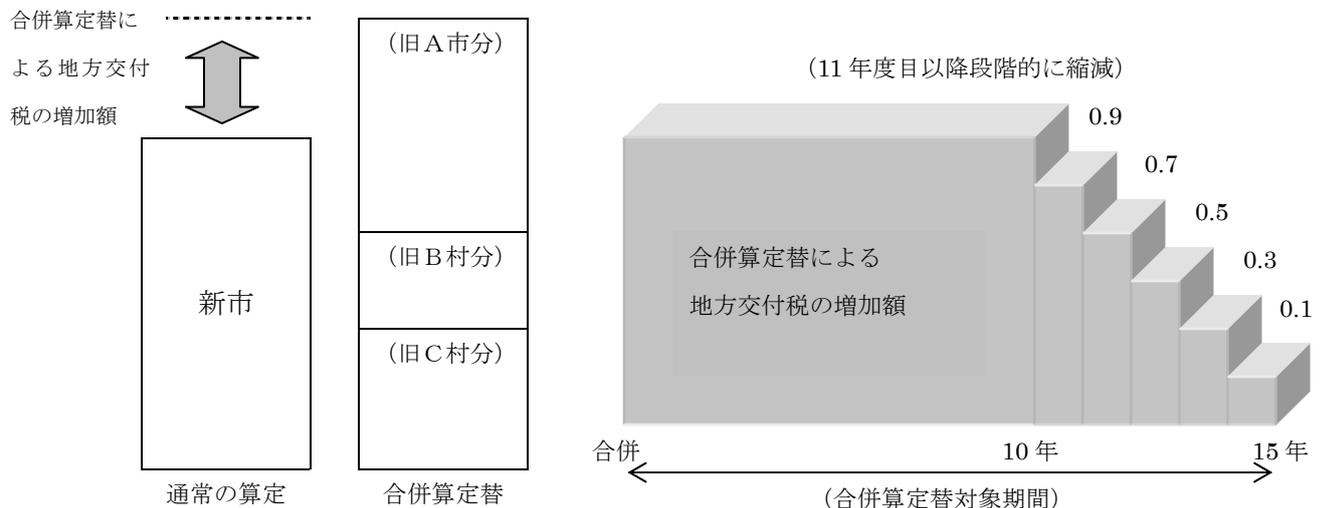
2 合併後の市町村への主な支援

(1) 普通交付税額の算定の特例〔合併算定替〕（普通交付税）

（合併特例法第11条：平成11年拡充）

合併年度及びこれに続く10年度は、合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の合算額を保障し、さらに、その後5年度は激変緩和措置を講じる。

■合併算定替



(2) 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置（合併特例債）

（合併特例法第11条の2：平成11年改正による）

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に該当しないものについても、地方債（充当率95%）をもってその財源とすることができることとし、当該地方債の元利償還金の一部（70%）について、普通交付税措置を行う。

■対象事業

合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費

- ① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
 - ・旧市町村の交流や連携が円滑に進むような施設の整備
(例：旧市町村相互間の道路、橋りょう、トンネル等の整備)
 - ・合併後の市町村の住民相互が一体感を持つために行われる施設の整備
(例：住民が集う運動公園等の整備)
- ② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - ・合併後の市町村内の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備
(例：介護福祉施設が整備されていない地区への施設の整備)
 - ・同一内容の施設の重複を避けて行う施設の整備
(例：ある地域には文化施設があるため、他の地域に体育施設を整備するなどして合併後の市町村全体としてのバランスのとれた発展を図る)
- ③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
 - ・類似の目的を有する公共的施設を統合する事業

■標準全体事業費（※）

具体的には、合併に伴い必要となる追加的な地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額について、合併後人口、増加人口（合併関係市町村の人口の合計から当該市町村の人口のうち最大のものを差し引いた人口）及び合併関係市町村数の多寡に応じ、次の算式により算出する。

(※) 標準全体事業費：合併特例債を充てる全体の対象事業費の目安

(算式)

$$180\text{億円} \times \left[\frac{\text{合併後人口}}{10\text{万人}} \times a + b \right] \times \left[\frac{\text{増加人口}}{1\text{万人}} \times c + d \right] \times \left[2 - \frac{2}{\text{合併関係市町村数}} \right]$$

合併後人口補正

増加人口補正

合併関係市町村数補正

※180億円は、合併後人口が10万人であり、かつ、増加人口が1万人である合併市町村について、合併市町村でない同規模の市町村の通常事業量の約3割増の事業を行うことのできる地方単独事業費及び国庫補助事業費に係る地方負担額の合計額を想定している。

また、算式中の係数は次のとおりである。

※ a と b は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

合併後人口数による区分	a の数値	b の数値
30,000 人以下	1.000	0.200
30,000 人を超え 100,000 人以下	0.714	0.286
100,000 人を超える	0.000	1.000

※ c と d は次の表の表側に定める区分ごとに同表に定める数値

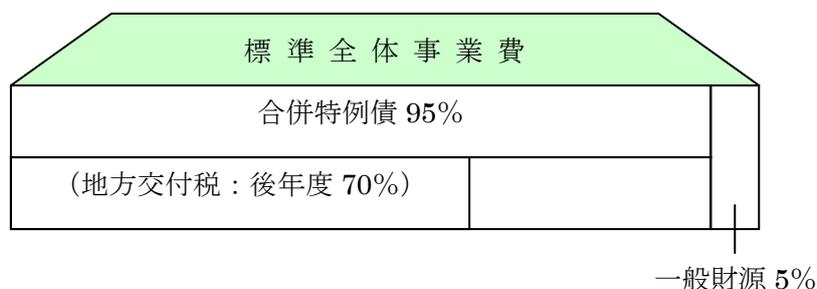
増加人口数による区分	c の数値	d の数値
10,000 人以下	0.333	0.667
10,000 人を超え 50,000 人以下	0.167	0.833
50,000 人を超え 100,000 人以下	0.083	1.250
100,000 人を超え 200,000 人以下	0.042	1.667
200,000 人を超え 400,000 人以下	0.021	2.083
400,000 人を超える	0.000	2.917

・借入限度額

標準全体事業費 × おおむね 0.95

・普通交付税算入額（交付税措置額）

元利償還金 × 0.70



(3) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置（合併特例債）

（合併特例法第 11 条の 2：平成 11 年改正による）

合併後の市町村が行う一定の基金の積立てに要する経費については、合併年度及びこれに続く 10 年度に限り、(地方財政法第 5 条各号に規定する経費に該当しないものについても) 地方債（充当率 95%）をもってその財源とすることができることとし、当該地方債の元利償還金の一部（70%）について、普通交付税措置を行うものとする。

■基金の目的

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等（当該地区において過去に合併が行われたことにある場合には、当該過去の合併の際の合併関係市町村の区域における地域振興等を含む）のために設ける基金（以下「合併市町村振興基金」という。）に対する積立てのうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併特例債を起すことができるものとする。

- ・新市町村の一体感の醸成に資するもの

（例：イベント開催、新市町村のC I（コーポレートアイデンティティ）、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成等）

- ・旧市町村単位の地域の振興（旧市町村において過去に合併が行われたことがある場合には、当該過去の合併の際の旧市町村を単位とする地域の振興を含む。）

（例：地域の行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施・民間団体への助成、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策等）

■標準基金規模（※）

具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興という合併市町村振興基金の目的を踏まえ、合併関係市町村数、増加人口及び合併後人口の多寡に応じ、次の算式により算出する。

（※）標準基金規模：合併特例債を充てる積立基金額の目安

（算式）

$$3 \text{ 億円} \times \text{合併関係市町村数} + 1 \text{ 万円} \times \text{増加人口} + 5 \text{ 千円} \times \text{合併後人口}$$

市町村数均等割	増加人口割	合併後人口割
---------	-------	--------

ただし、合併市町村振興基金の積立に際し、その必要がある場合には、算式により算出される標準基金規模のおおむね 5 割増まで積立てを行うことができるものとするが、いずれの場合においても、40 億円を合併市町村振興基金の上限とする。

- ・借入限度額

標準基金規模 × おおむね 0.95

- ・普通交付税算入額（交付税措置額）

元利償還金 × 0.70



(4)市町村合併推進体制整備費補助金（補助金）

合併に伴い必要な事業として、市町村建設計画に位置づけられた事業に補助をする。

■措置内容

	市町村合併推進体制整備費補助金要綱	
	(平成13年5月18日施行)	(平成18年5月31日施行)
対象市町村	旧合併特例法に基づき合併した市町村	
対象事業	◎ 市町村建設計画に基づき実施する事業	◎ 市町村建設計画に基づき実施する事業 ◎ 基金の積み立てに要した経費
金額	合併関係市町村の人口に応じ、 1関係市町村あたり6千万～3億円の合算額を上限	
交付期間	合併年度及びこれに続く2年度 (3年間)	市町村の建設計画の期間 (概ね10年間)
その他		翌年度への繰越可能

関係市町村人口	上限額（計）
～ 5,000人	6千万円
5,001 ～ 10,000人	9千万円
10,001 ～ 50,000人	1億5千万円
50,001 ～ 100,000人	2億1千万円
100,001人～	3億 円

〈算出例〉

- ・ 3万人、9千人及び6千人の市町村合併の場合
1億5千万円+9千万円+9千万円=3億円3千万円

(5) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置〔合併補正〕（普通交付税）

合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、普通交付税において包括的な財政措置を行う。

- ・ 行政の一体化（基本構想等の策定・改定、コンピュータ・システムの統一、ネットワークの整備等）に要する経費
- ・ 行政水準・住民負担水準の格差是正（住民サービスの水準の調整等）に要する経費

(6) 市町村合併に対する財政措置（特別交付税）

合併年度またはその翌年度から3年にわたり特別交付税措置を講じる。

■算定方法

$$(2 \text{ 億円} + 2 \text{ 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{増加人口比率} \times \text{係数}$$

(増加人口は、(合併後人口－旧市町村のうち最大の人口) とする。)

増加人口比率	=	増加人口 / 合併後人口		
	……	20%未満	→	補正係数 1.0
		20%以上 40%未満	→	” 1.25
		40%以上	→	” 1.5

係数	……	算定初年度	→	1.0
		2年目	→	0.6
		3年目	→	0.4

■支援内容

① 新しいまちづくり

合併を機に行う新たなまちづくりの財政需要を包括的に措置。

(例) 施設間ネットワーク化、コミュニティ施設整備、総合交通計画の策定、個性ある学校づくり、医療・福祉ネットワークシステム等

② 公共料金格差調整

合併関係市町村間における公共料金の統一に要する一般会計負担を包括的に措置。

③ 公債費負担格差是正

合併関係市町村間における公債費負担格差について、利子相当額を包括的に措置。

④ 土地開発公社の経営健全化

土地開発公社について、合併を機に経営健全化を図ろうとする設立・出資市町村の取組みを包括的に支援。

〈算出例〉

・1万人と1万人の市町村合併の場合

$$(2 \text{ 億円} + 2 \text{ 千円} \times 1 \text{ 万人}) \times 1.5 = 3.3 \text{ 億円}$$

・1万人、1万5千人、2万人の3町村合併の場合

$$(2 \text{ 億円} + 2 \text{ 千円} \times 2.5 \text{ 万人}) \times 1.5 = 3.75 \text{ 億円}$$

(7) 合併移行経費に対する財政措置（特別交付税）

合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する経費について特別交付税措置を講じる。

■算定方法

$$A \times 0.5$$

A：総務大臣が合併関係市町村が合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な経費として調査した額

（例）電算システムの統一に要する経費、防災無線の統合に要する経費、条例等改正委託に要する経費、その他（ただし、正規職員人件費を除く）

(8) 地方税の不均一課税（合併特例法第 10 条）

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年度に限り、次のいずれかに該当する場合、不均一の課税を行うことができる。

- ・合併関係市町村の相互間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全地区にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合
- ・市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村相互間に著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

特例措置の拡充〔(第 151 回国会) 市町村合併特例法一部改正法案による〕

- ・不均一課税をすることができる期間の延長（3 年→5 年）と同期間における課税免除の特例の創設
- ・事業所税の課税団体の指定の延期（最長 5 年）

(9) 過疎地域自立促進特別措置法（過疎法：平成 12 年法律第 15 号）上の合併特例

（平成 12 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）

市町村の合併があった場合の特例（過疎法第 33 条）

過疎地域の市町村を含む合併があった場合、過疎法第 33 条第 1 項で定める要件に該当する場合は、過疎市町村とみなす。また、合併市町村が過疎市町村に該当しない場合であっても、第 33 条第 2 項により旧過疎地域のみを過疎地域とみなし、法の措置をすべて適用する。

3 地域審議会（合併特例法第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる地域審議会を置くことができる。

■地域審議会制度

【目的】

合併後も区域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現する。

【制度】

- ・ 合併前の関係市町村間の協議で設置する。
- ・ 関係市町村間の協議事項

地域審議会の期間
地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免
その他組織及び運営に関し必要な事項

なお、協議は関係市町村の議会の議決を経て成立し、成立した場合は直ちにその内容を告示しなければならない。

また、協議により定められた事項を変更しようとするときは、新市町村の条例で定めなければならない。

【役割】

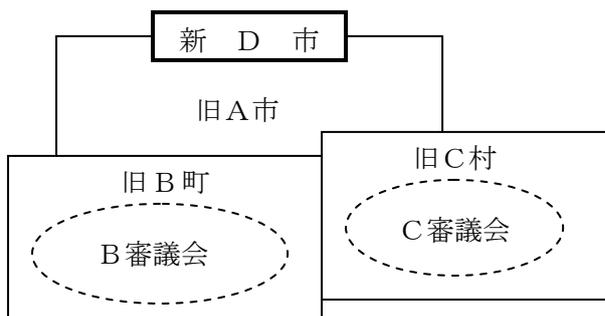
新市町村の関係区域に係る事務に関して

合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の変更
- ・ 市町村建設計画の執行状況（定期的）
- ・ 当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用
- ・ 予算編成の際の事業等に関する要望
- ・ 基本構想・各種計画の策定・変更
- ・ 住民の行為等が規制される地域の指定

必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の執行状況（随時的）
- ・ 公共施設の設置・管理運営
- ・ 福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況



4 地域自治区（平成16年11月合併特例法の一部を改正する法律等の施行）

■地域自治区

- (1) 地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。
- (2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。
- (3) 地域協議会
 - ① 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。
 - ② 権限
 - ア 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - イ アのほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。
- (4) 合併時に地域自治区を設置する際の特例
 - 合併に際して1又は2以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、
 - ① 合併関係市町村の協議で設置を決定。
 - ② 特別職の区長を置くことができる。（市町村長が選任）
 - ③ 住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

5 合併特例区（平成16年11月合併特例法の一部を改正する法律等の施行）

■合併特例区

合併後の一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

- (1) 設置手続
合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。
- (2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。
 - ① 合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。
 - ② その他合併特例区が処理することが特に必要な事務。

【例示】

地域の公の施設の管理（集会所、コミュニティセンター等）、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理（里山、ブナ林等）

- (3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の

助役又は支所・出張所長若しくは指定都市の区の事務所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

① 構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

② 権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かななければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

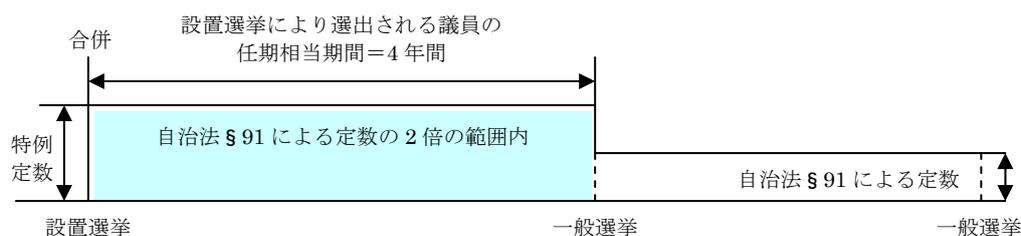
6 市町村議会議員の定数・在任に関する特例（合併特例法第6条・第7条）

合併の方式（新設・編入）ごとに合併市町村の議会の議員の定数を一定期間増加する（定数特例）か、または合併関係市町村の議員が合併市町村の議会の議員として在任する（在任特例）ことができる。

■新設合併の場合

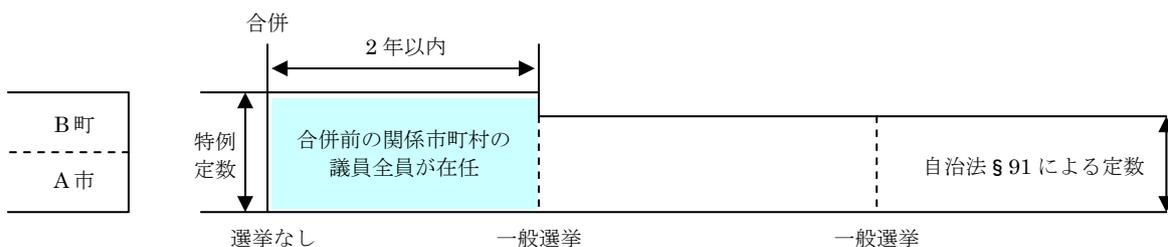
(1) 定数特例（合併特例法第6条第1項）

設置の選挙の際に、法定定数の2倍まで定数を増加することができる。



(2) 在任特例（合併特例法第7条第1項）

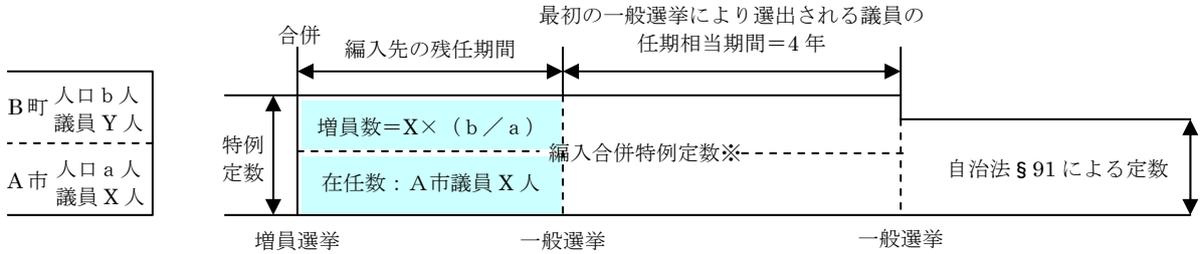
旧市町村の議員は、合併後2年以内は新市町村の議員として在任することができる。



■編入合併の場合

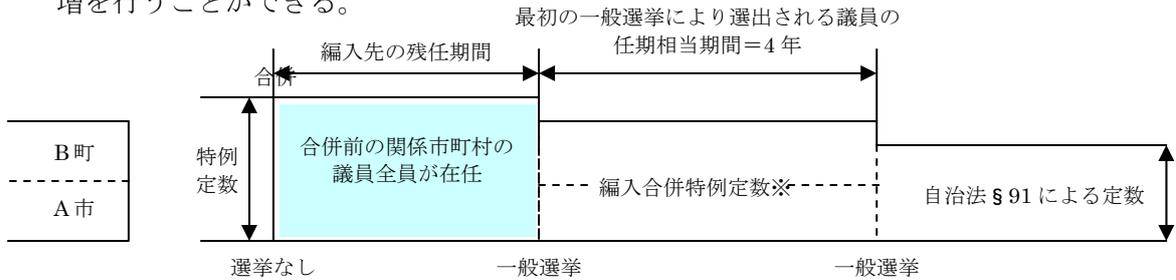
(1) 定数特例（合併特例法第6条第2項）と特例定数（合併特例法第6条第5項）

編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ、編入先の市町村の2回目の選挙まで定数増を行うことができる。



(2) 在任特例（合併特例法第7条第1項）と特例定数（合併特例法第7条第3項）

編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができる。



※編入合併特例定数の増員数（端数は四捨五入、1未満は1とする。）

$$\text{増員数} = \text{編入する市町村の旧定数} \times (\text{編入される市町村の人口} \div \text{編入する市町村の人口})$$

《自治法第91条の法定定数（減数条例により定数を減らすことができる）》

（現行）

	人口	議員数
【市】	5万未満	30
	5万以上 15万未満	36
	15万以上 20万未満	40
	20万以上 30万未満	44
	30万以上 40万未満	48
	40万以上 50万未満	52
	50万以上	56人+20万ごとに4人増（最大100人）

	人口	議員数
【町村】	2千未満	12
	2千以上 5千未満	16
	5千以上 1万未満	22
	1万以上 2万未満	26
	2万以上	30

7 市町村議会議員の退職年金に関する特例（合併特例法第7条の2）

地方公務員等共済組合法第161条に基づき、市町村の議会の議員が在職12年以上で退職したときは、退職年金が支給される。市町村の合併が行われると合併前の市町村の議会の議員は、その任期の途中で議員の職を失い、退職年金の受給資格を得られないことも考えられるため、特例が定められている。

- 通常3期目を迎えた議員は、合併しなかった場合12年在職するが、任期中に合併があり退職年金の受給資格を満たさないまま退職
- 在職期間が8年以上12年未満
- 在職期間と退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上

のすべてに該当する合併関係市町村の議会の議員は、退職年金受給資格が付与される。

なお、当該特例措置の適用を受ける者に対する退職年金の額の算定については、その在職期間に応じて割り落しがある。

